

## 議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

(向日市介護保険条例の一部を改正する条例)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分（向日市介護保険条例の一部を改正する条例）したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

令和2年3月30日

向日市長 安 田 守

## 条例第16号

### 向日市介護保険条例の一部を改正する条例

向日市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「24,620円」を「19,696円」に改め、同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「24,620円」を「19,696円」に、「37,750円」を「32,826円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

第2条 改正後の向日市介護保険条例第2条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

〈参 考〉

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32,826円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,674円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,957円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,087円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 65,652円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,500円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないも</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第130条に規定する賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 32,826円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 42,674円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 45,957円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 59,087円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 65,652円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 75,500円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないも</p>

の

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,065円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 101,761円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 118,174円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 141,152円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

の

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82,065円

ア 合計所得金額が2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 101,761円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 118,174円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 141,152円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

- |  |  |
|--|--|
| <p>(11) 次のいずれかに該当する者 164,130円</p> <p>ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 187,109円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u> _____ における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>19,696円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u> _____ における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,696円</u>」とあるのは、「<u>32,826円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> | <p>(11) 次のいずれかに該当する者 164,130円</p> <p>ア 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料率についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 187,109円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,620円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度から平成32年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>24,620円</u>」とあるのは、「<u>37,750円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 略</p> |
|--|--|